

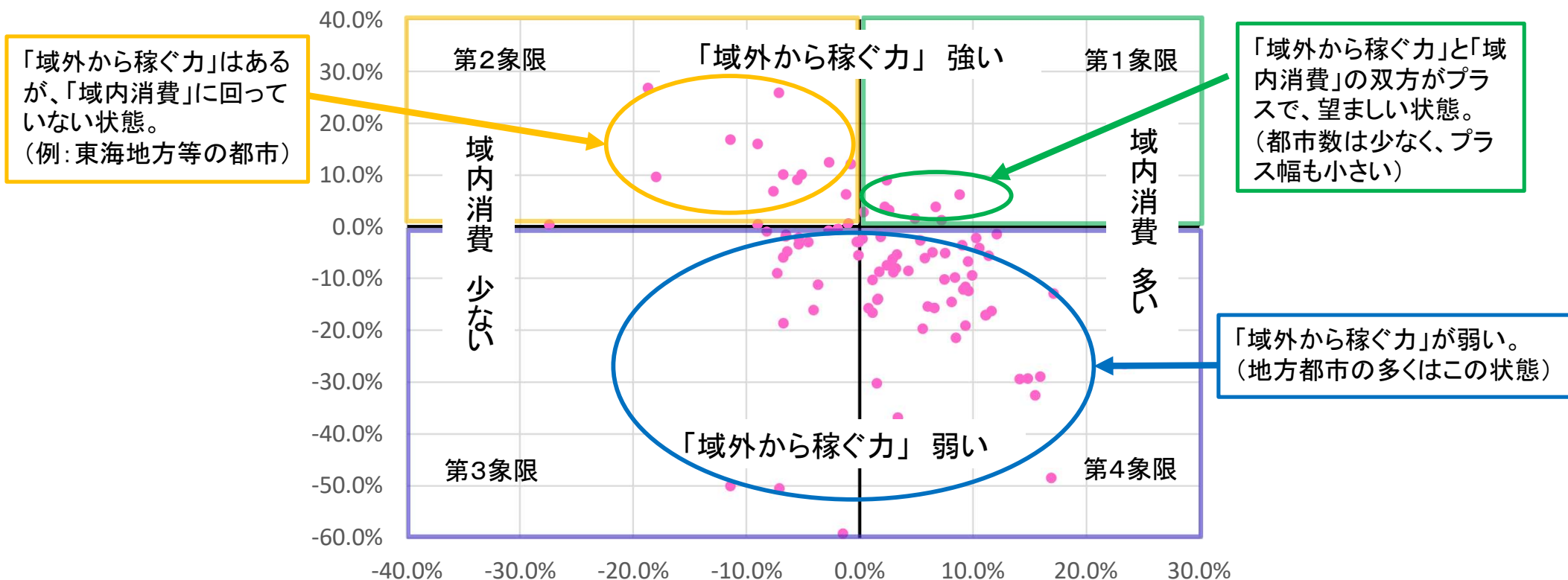
地方都市のまちづくり

— 地域経済の活性化とまちなかの再生 —

令和5年7月
国土交通省都市局まちづくり推進課

地方都市の「域外から稼ぐ力」、「域内消費」の状況

- まちなか再生に取り組む地方都市(93)について、製造業等の「域外から稼ぐ力」と「域内消費」の状況を分析(※)。
 - ・地方都市の多くが、「域外から稼ぐ力」が弱い状態(第3象限、第4象限)
 - ・「域外から稼ぐ力」があっても、域内消費に回っていない都市も相当数存在(第2象限)
 - ・「域外から稼ぐ力」も「域内消費」もプラスという望ましい状態の都市は一部で、プラス幅も小さい(第1象限)
- 地方都市の再生には、「域外から稼ぐ力」と「域内消費」を高める取組のどちらも必要。



※中心市街地活性化基本計画の策定済(計画実施中、計画終了)の自治体であって、人口10万以上、かつ3大都市圏の政令指定都市を除く93自治体。
環境省・(株)価値総合研究所「地域経済循環自動分析ツール」より作成されたデータに基づき、国土交通政策研究所にて作成。
域内総生産(Gross Regional Product)に対する純移輸出額の割合をY軸に、域内総生産に対する消費の流出入額の比率をX軸として、散布図として示したものの。
純移輸出額は、地域間でモノ・サービスの取引を行った際の移輸出額と移輸入額の差分。消費の流出入は、地域内消費額と地域住民消費額の差分。
域外産業は、地域外を主な市場とする「域外市場産業」のことで、一般的に、製造業、農業、観光等。

地方都市のまちづくり（概要）

- 地方都市では、人口減少、少子高齢化に加え、地域経済の縮小、中心市街地の衰退といった問題に直面し、ヒト・モノ・カネの域外への流出が続く。これらに対処するには、民間の消費、投資を喚起するようなまちづくりを進めていくことが重要である。
- このため、製造業などの域外から稼ぐ産業の地方立地と、まちなかの再生による域内消費の促進により、地域経済の活性化を図るため、国は、財政、金融、税制、制度面から様々な施策を講じるとともに、人材・ノウハウ面においてもハンズオン支援を実施し、地方の取組を強力に支援する。



衰退する中心市街地（イメージ）

主要施策①：産業立地の促進

サプライチェーン対策としての製造業の国内回帰の動き等に対応し、付加価値の高い製造業や物流業など、域外から稼ぐ産業の地方立地を促し、地域雇用の創出と地域経済力の底上げを図る。



産業集積の促進（北上市）



物流施設・食品加工工場の整備（狭山市）



連携

主要施策②：まちなかの再生

まちなかの賑わい空間の整備、地域の核となる地方百貨店等の商業施設や、まちに点在する空き店舗、空き家の改修・利活用により、まちなかの再生を図り、域内の消費を促進する。

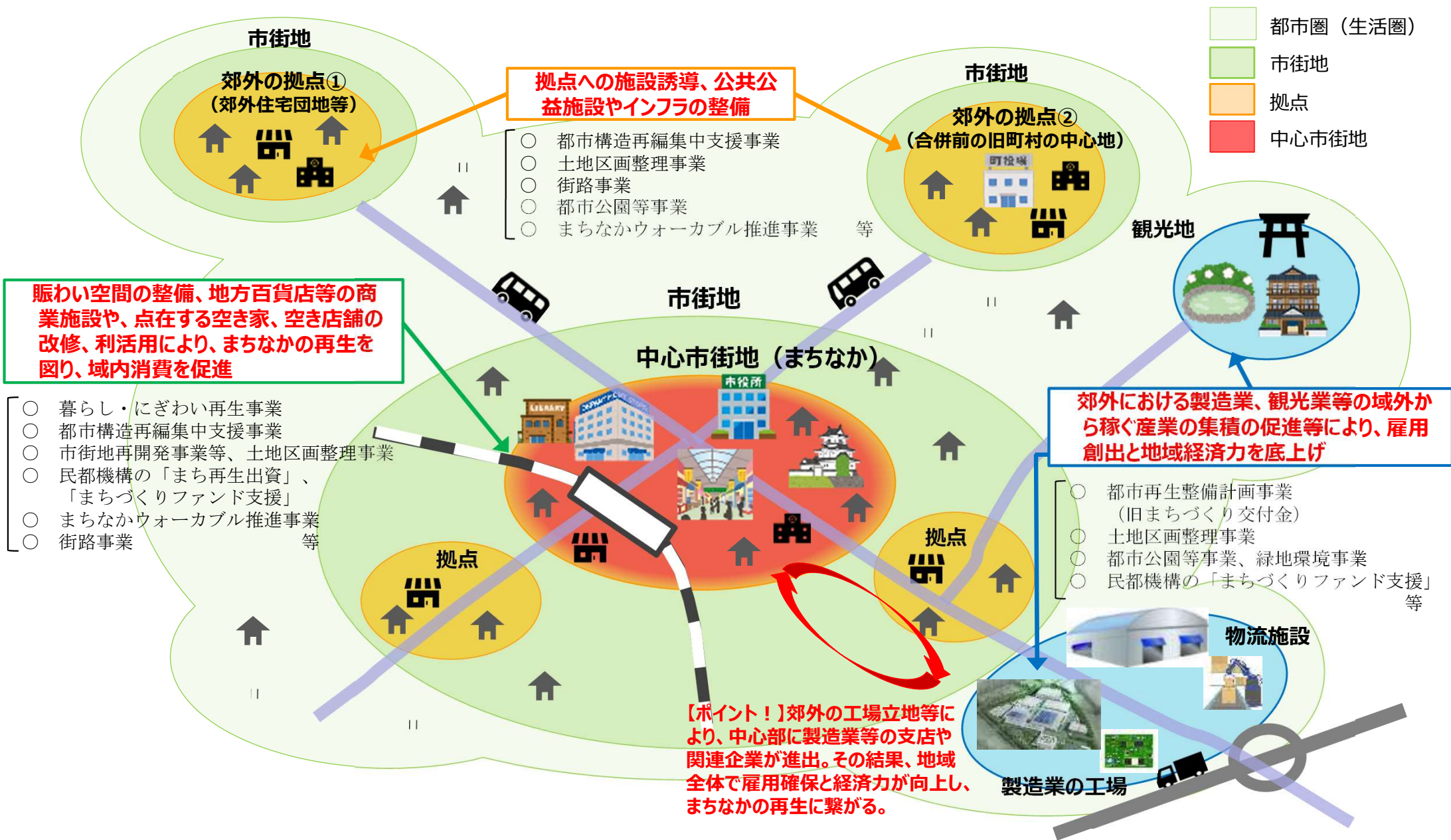


まちなかの賑わい空間の整備（熊本市）



空家を改修したゲストハウス（豊岡市）

【参考】地方都市のまちづくり全体イメージ



(前略) 今般、下記の通り整理した、施策の深化・具体化や新規施策に関する当面の重点検討課題に基づき、政府内で検討を進め、年末に改訂を行う総合戦略に位置付け、その実現を図ることとする。

(重要施策分野等に関する施策の充実)

<中心市街地の活性化・地方都市の再生等>

中心市街地の活性化と地方都市の再生を図るため、関係府省は連携し、賑わいを生み出す空間づくり、老朽化施設の改修・利活用、空き地・空き店舗対策、地方の都市開発に対するノウハウ支援、商業関係者や自治体等による官民連携した実施体制強化等、必要な施策を検討し、本年度内に取りまとめを行うとともに、**「地方に仕事をつくる」**ため、**製造業等の域外から稼ぐ産業の地方立地**や観光業の振興、大都市、大学等との連携による地方におけるイノベーション創出の取組を推進する。

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

3. 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

（2）地方活性化

自然、文化、歴史等の資源の活用や移住等の促進による都市と地方の交流拡大等により、地方の活性化に取り組む。

コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進する…

施策例

- ・コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、良好な水辺空間の創出（国土交通省）
- ・地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化（国土交通省）

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

（4）経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

…国内生産基盤の周辺の関連インフラを含めた総合的な支援や、産業立地に係る手続の迅速化の一体的な取組を行う。

産業立地の際の土地利用転換の迅速化を図るため、2023年内を目途に、地域経済の発展に資する産業利用に係る市街化調整区域の開発許可手続きの緩和を図るとともに、地方公共団体の都市部局、農林水産部局等の連携により、地域未来投資促進法を活用して、土地利用転換手続に要する期間の短縮を図る。宅地の造成工事と併せ、建物の建築工事を進めることにより、竣工、工場稼働までの期間の短縮を図る。

施策例

- ・産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化（経済産業省、国土交通省、農林水産省）【制度】
- ・産業立地に係る関連都市インフラの整備等の推進（国土交通省）